

## 提 案 理 由

議案第51号

小・中学校及び義務教育学校教育 I C T機器等の取得について

理 由

本件は、G I G Aスクール構想による1人1台タブレットの整備に引き続き、教育における I C T機器等をより効果的に活用していくため、校務系パソコン、大型提示装置、プロジェクター等必要な備品を購入しようとするもので、養父市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年養父市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。